平成２５年（フ）第３５４号
静岡県伊東市末広町５番12号　湯島荘103号
債務者　岡本　幸子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第６２号
三重県松阪市末広町１丁目249番地26
債務者　田中　秀幸
1　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第１０６６号
京都市伏見区深草坊町27番地　ハイツ東雲202号
債務者　浅野　眞行
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８２４号
京都市伏見区石田西ノ坪１番地　住宅公団醍醐石田団地10―506
債務者　松下　智敏
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９４２号
京都市南区八条内田町23番地、前住所滋賀県草津市野路１丁目12番11―207号　アメニティ南草津Ⅳ
債務者　岩田恵理子（旧姓中園）
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９５９号
京都市伏見区深草一ノ坪町41番地　パールハイツイナリ6011号
債務者　木村　秀範
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９７３号
京都市山科区御陵別所町18番地　アネックス御陵102
債務者　金澤　　誠
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０４２号
京都市伏見区下鳥羽上三栖町129　第２アールそせい、住民票上の住所京都市伏見区下鳥羽南円面田町160番地　ソブレ京都伏見608
債務者　木村テルコ
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０４３号
京都市伏見区深草出羽屋敷町40番地　メゾン・ド・深草エル111、前住所京都市伏見区下鳥羽南円面田町160番地　ソブレ京都伏見608号
債務者　木村眞佐代
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０４６号
京都市右京区梅津東構口町40番地
債務者　中里ヨネ子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０５２号
京都市東山区松原通大和大路東入弓矢町72番地Ａｇｏｒａ206
債務者　尾高愉美子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０７５号
京都市南区上鳥羽北村山町70番地の２
債務者　久保　富子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０７７号
京都市右京区梅津石灘町53番地２　オークセブン505
債務者　永田　一夫
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０９５号
京都市右京区花園木辻南町２番地１　クレアンス佐伯202号、住民票上の住所京都市下京区七条御所ノ内北町91番地　パルシティー西大路203
債務者　吉田　　啓
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１０７号
京都市山科区西野岸ノ下町６番地２　シルバーハイツ１Ｆ南
債務者　吉野　悦子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１０９号
京都市中京区猪熊通四条上る錦猪熊町55番地大建ビル505号室
債務者　北村　吉男
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１１２号
京都市北区大宮西脇台町11番地の２　ベルフラット207
債務者　井上　義夫
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係